石島会計メモ

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島慎二郎

２０２５年５月号

令和７年の年収の壁

年収の壁おさらい

給料をもらう場合、いくら以上の年収になると所得税がかかってくるかという話があります。これまでは、給与収入から給与所得控除（会社員の経費相当分で最低 55 万円）と基礎控除（最大 48 万円）を差し引いて給与所得が発生すると課税されていたので、55 万円＋48 万円＝103 万円の年収以下であれば所得税がかからないという、「103 万円の壁」がありました。

令和７年税制改正による変化

所得税の課税を回避するために 103 万円を超えないように“働き控え”が起きており、人材不足を解消するためにこの壁の改修工事が行われました。

具体的には、給与所得控除が最低 55 万円→65 万円に引き上げられました。また、基礎控除が、最大 48 万円→58 万円に引き上げられたのです。これにより、103 万円の壁→123 万円の壁（65 万円＋58 万円）となります。

しかしながら、今回の改正はこれにとどまりませんでした。次の表（国税庁出典）をご覧ください。基礎控除にさらなる上乗せが行われ最大 95 万円となり、結果として「**160 万円の壁**（65 万円＋95 万円）」となったのです。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額 (注3)）	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和７・８年分	令和９年分以後	
132 万円以下 （200 万 3,999 円以下）	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 （200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下）	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 （475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下）	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 （665 万円 5,556 円超 850 万円以下）	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 （850 万円超 2,545 万円以下）	58 万円		

本人の話、扶養の話は別

話がややこしくなりますが、前の表を見てのとおり、改正後基礎控除額が上乗せで63万円～88万円となるのは、令和7・8年分のみの時限措置です。令和9年分以後、95万円は95万円のままですが、それ以外については58万円に戻されます。給与所得控除65万円＋基礎控除58万円＝123万円の壁になってしまうのです。

さらに、これまでお話ししてきたのは「本人」の話です。年収の壁をより意識するのは、配偶者や扶養親族の方かもしれません。例えば、夫が会社員、妻や子がパート・アルバイトで、夫の年収が高い＝税率が高い場合、妻や子を扶養に入れられるかどうかで夫の税額がかなり違ってきますので、妻や子は扶養に入ることができるように年収を抑えます。

扶養に入るにも所得要件があるためですが、今回の改正では所得要件が48万円→58万円に引き上げられ、給与所得控除55万円→65万円の引き上げと併せて、103万円→**123万円の壁**（58万円＋65万円）となりました。

ここで違和感を覚えた方がいるかもしれませんが、扶養要件に関しては基礎控除の上乗せのような措置はされなかったのです。**160万円の壁**となった本人の場合と異なり、扶養の場合は**123万円の壁**となっておりますので、混同し間違えないようにしましょう。

なお、19歳～22歳の扶養親族に関しては年収150万円までであれば最高63万円の控除を受けることのできる特定親族特別控除が新設されています。

複雑すぎませんか？？

このように大きく改正された所得税ですが、給与計算に反映されるのは令和7年12月の年末調整からとなり、11月までの源泉徴収事務には変更が生じません。源泉徴収税額表が改正されるのは、令和8年分からとなります。

ただでさえいくつもの壁がありよくわからなくなりますが、今回の解説は所得税に限った話です。ここでは割愛しますが、住民税や社会保険に関してはまた別の壁（要件）があるという点には特に注意が必要です。

複雑すぎて異様に感じますし、足並みそろえた改正をしてくれればいいのにと思ってしまいますが、このような制度設計になっていることは認識しておきましょう。